

令和 2 年

市議会 1 2 月定例会議案参考資料

知立市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第69号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 この条例中第1条の規定は平成30年10月1日から、第2条の規定は<u>令和4年4月1日</u>から施行する。	附 則 この条例中第1条の規定は平成30年10月1日から、第2条の規定は<u>平成33年4月1日</u>から施行する。

知立市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第70号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 1・2 略 3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（<u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する<u>平均貸付割合</u>をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	附 則 1・2 略 3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に<u>租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

知立市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 7 1 号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 (法人税割の税率の特例) 第22条 平成18年3月31日から令和8年3月30日までの間に終了する各事業年度又は各計算期間における法人税割の税率及び同期散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第33条の4の規定にかかわらず、100分の8.4とする。 2 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。次項及び第4項において同じ。）が1億円以下である法人、資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに対する各事業年度又は各計算期間における法人税割額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.4分の2.4の率を乗じて得た額に相当した金額とする。 3 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が1億円以下であるかどうかの判定は、各事業年度又は各計算期間の終了の日（法第321条の8第1項前段の規定（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項前段の場合を含む。））、第88条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。））の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の市民税にあっては、その事業年度開始の日から6月の期間の末日）の現況により、法人が解散又は合併した場合における清算中の各事業年度又は各計算期間の法人の市民税にあっては、その解散又は合併の日の現況による。 4 略	附 則 (法人税割の税率の特例) 第22条 平成18年3月31日から令和3年3月30日までの間に終了する各事業年度、各連結事業年度又は各計算期間における法人税割の税率及び同期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第33条の4の規定にかかわらず、100分の8.4とする。 2 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。次項及び第4項において同じ。）が1億円以下である法人、資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに対する各事業年度、各連結事業年度又は各計算期間における法人税割額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.4分の2.4の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。 3 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が1億円以下であるかどうかの判定は、各事業年度、各連結事業年度又は各計算期間の終了の日（法第321条の8第1項前段の規定（法人税法第71条第1項、第72条第1項（同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第88条の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の市民税にあっては、その事業年度開始の日から6月の期間の末日）の現況により、法人が解散又は合併した場合における清算中の各事業年度又は各計算期間の法人の市民税にあっては、その解散又は合併の日の現況による。 4 略

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第72号、参考資料)

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(22) 略 (23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(22) 略 (23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29) 略

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第73号、参考資料)

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対し課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数が及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

改正後	改正前
ア～カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 附 則 1・2 略 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用においては、同条中「<u>法第703条の5に規定する総所得金額</u>」とあるのは、「<u>法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によ</u>	ア～カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 附 則 1・2 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「<u>法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した</u>

改正後	改正前
るものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	金額によるものとする。)」とする。
4 略	4 略
(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条第1項、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、長期譲渡所得の金額(「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条第1項、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と	(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と

改正後	改正前
「第32条第1項」と読み替えるものとする。 7～15 略	読み替えるものとする。 7～15 略

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（令和2年知立市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第1項第2号の市長が指定する土地の区域)

第2条 条例第3条第1項第2号の市長が指定する土地の区域は、別表に定める区域とする。

(条例第3条第1項第5号等の市長が定める幅員等)

第3条 条例第3条第1項第5号及び第6号並びに第4条第5号及び第6号の市長が定める幅員は、9メートル（条例第3条第1項第4号に規定する予定建築物及び第4条に規定する新築等を行う建築物（以下「予定建築物等」という。）の敷地面積が1ヘクタール未満で、かつ周辺敷地の開発に影響がないと認められる場合にあっては、6メートル）以上（以下「基準幅員」という。）とする。

2 道路等の整備について必要な事項は、道路管理者等と協議し、その同意を得なければならない。

(条例第3条第1項第6号等の市長が定める基準等)

第4条 条例第3条第1項第6号及び第4条第6号の市長が定める基準は、道路の中心線から基準幅員の2分の1の水平距離とする。ただし、当該道路が当該距離未満で水路等の既存工作物及び指定区域等の境界に沿う場合においては、当該工作物との境界等から道路側に基準幅員分の水平距離とする。

2 道路等の整備について必要な事項は、道路管理者等と協議し、その同意を得なければならない。

(条例第3条第1項第8号等の市長が認める安全上及び避難上の対策)

第5条 条例第3条第1項第8号及び第4条第8号に規定する市長が認める安全上及び避難上の対策とは、3メートル以上の浸水が想定される場所において、施設の従業員等が安全に避難できる避難施設等が備えてあることをいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

- ・ 西町地区
- ・ 上重原地区
- ・ 西中地区

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第75号、参考資料)

改正後						改正前					
別表（第2条－第4条関係）						別表（第2条－第4条関係）					
執行機関	名称	担任意務	委員定数	委員構成	委員任期	執行機関	名称	担任意務	委員定数	委員構成	委員任期
市長略	知立市総合公共交通会議	(1) 地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を調査審議すること。 (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく <u>地域公共交通網形成計画</u> に <u>関し必要な事項を調査審議すること。</u>	略			市長略	知立市総合公共交通会議	(1) 地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を調査審議すること。 (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく <u>地域公共交通網形成計画</u> に <u>関し必要な事項を調査審議すること。</u>	略		
略	略					略	略				

知立市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第76号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 1・2 略 (延滞金及び還付加算金の割合等の特例)	附 則 1・2 略 (延滞金及び還付加算金の割合等の特例)
3 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合を加算した割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。	3 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年の年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。
4 当分の間、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、第14条第2項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.25パーセントの割合」とあるのは、「<u>附則第4項に規定する還付加算金特例基準割合</u>」とする。	4 当分の間、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、第14条第2項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.25パーセントの割合」とあるのは、「<u>附則第3項に規定する特例基準割合</u>」とする。

知立市体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 7 7 号、参考資料)

改正後		改正前	
別表第 1 (第 8 条関係) 市民体育館使用料		別表第 1 (第 8 条関係) 市民体育館使用料	
区分	(午前) 午前 9 時～ 正午	(午前) 午前 9 時～ 正午	金額
	(午後) 午後 1 時 ～午後 5 時	(午後) 午後 1 時 ～午後 5 時	
	(夜間) 午後 5 時30 分 ～午後 9 時 30分	(夜間) 午後 5 時30 分 ～午後 9 時 30分	(全日) 午前 9 時 ～午後 9 時 30分
略		略	
会議室		会議室	
1, 200		510	
1 か月券 2, 200円		770	
1 か月券 2, 200円		1, 030	
トレーニング場 (1 人につき)		1 か月券 1, 300円	
略		略	
1 ～7 略		1 ～7 略	
8 トレーニング場は、大人に限り利用できるものとし、入場から退場 までを 1 回として、1 人 1 回につき 200円とする。		8 トレーニング場は、大人に限り利用できるものとし、入場から退場 までを 1 回として、1 人 1 回につき 120円とする。	
9 会議室の使用料は、市民体育館の会議室以外の施設と同時に会議室 を利用するときは、当該使用料の 2 分の 1 相当額とする。		別表第 2 (第 8 条関係) 市民体育館附属設備等使用料	
別表第 2 (第 8 条関係) 市民体育館附属設備等使用料		別表第 2 (第 8 条関係) 市民体育館附属設備等使用料	
略		略	
空調設備 (剣道場)		空調設備 (剣道場)	
1 時間		1 時間	
300		300	

改正後				改正前			
<u>空調設備（会議室）</u>		<u>1 時間</u>	<u>300</u>				
備考				備考			
1・2 略				1・2 略			
<u>3 空調設備の使用料について、利用する時間が1時間に満たない場合は、1時間として計算する。</u>							
<u>4 空調設備を連続して1時間を超えて使用する場合、その1時間を超える部分の使用料については、20分（20分に満たない場合は、20分とする。）ごとに100円とする。</u>							

愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

(議案第78号、参考資料)

改正後		改正前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 海部南部水道企業団 東部知多衛生組合 知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合 北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合 北設広域事務組合 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 知多南部消防組合 五条広域事務組合 衣浦東部広域連合 西春日井広域事務組合		知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 海部南部水道企業団 東部知多衛生組合 知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合 北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合 北設広域事務組合 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 知多南部消防組合 五条広域事務組合 衣浦東部広域連合 西春日井広域事務組合	
別表第2 (第5条関係)		別表第2 (第5条関係)	
議員の選挙区	定数	議員の選挙区	定数
略		選挙区の組合市町村	
3区	5人	東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 海部南部水道企業団 東部知多衛生組合 知多南部衛生組合 北名古屋水道企業団 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 尾三消防組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 西春日井広域事務組合	東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 海部南部水道企業団 東部知多衛生組合 知多南部衛生組合 北名古屋水道企業団 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 尾三消防組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 西春日井広域事務組合
略		略	

令和2年度指定管理者評価結果一覧表

選定方法

書類審査及びプレゼンテーションを行った後、180点満点による点数化によって比較評価を行い、納入予定額その他について審議を行い、総合的な評価により選定されました。

応募団体	所管課 評価点 (A)	審査員 評価点 (B)	総合評価点 (A+B)	市への納入予定額(円)					合 計
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
1 (株)大成	98	72	170	34,200,000	51,480,000	61,320,000	60,840,000	61,680,000	269,520,000
2 蔦井(株)	88	73	161	37,000,000	46,000,000	56,000,000	56,000,000	56,000,000	251,000,000
3 東海ラジオ オ放送(株)	60	43	103	73,000,000	73,000,000	73,000,000	73,000,000	73,000,000	365,000,000

有料駐車場指定管理者の候補者評価項目

評価項目・内容	
☆事業計画の内容が、住民の平等利用を確保するものであるか。	
1	管理運営を実施するうえで、住民の平等利用が確保できるか
2	利用にあたり、幅広く情報提供・発信を行うものであるか
☆事業計画の内容が、利便性・サービスの向上を図るものとなっているか。	
3	緊急時の対策について連絡網・対処方法が講じられているか
4	利用者の意見を反映させる仕組みがあるか
5	利用者の利便性向上に配慮しているか(どのような方策か)
6	利用者のトラブル防止の仕組みと対処方策がされているか
☆事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものとなっているか。	
7	行政では実施することが困難な事業や柔軟なサービス提供などの取組みが盛り込まれているか
8	管理経費の縮減策が講じられているか(どのような点か)
9	有料駐車場の利用促進を図る計画(方策)があるか
10	市への納入金は適正な額であるか
☆施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、または確保できる見込があるか。	
11	職員数・職員配置・採用計画は適正であるか
12	管理及び運営(事業)を行うために十分な管理組織となっているか
13	職員の資質向上を図るための計画(研修計画等)があるか
14	団体等設立の趣旨・目的が有料駐車場の指定管理者として相応しいものであるか
☆管理を通じて取得した個人情報についての保護管理体制が整備されているか。	
15	個人情報の保護に対する措置がとられているか
☆その他	
16	有料駐車場の設置目的を達成するための事業計画となっているか

